



## 本部委員長へ一方的に出向先が提示される！！ 組合活動が保証できない出向は撤回せよ！ 労働協約を守らない会社は信義則違反だ！

会社は9月1日、本部の木下委員長に対して54才原則出向を根拠に出向先の労働条件等を一方的に通知しました。

本部委員長は8月24日に行われた会社との面談で「出向先で労働協約に謳われている組合活動が保証されるのか」等の質問をしましたが、会社は一切答えず出向に理解を求める姿勢は全くありません。

労働協約では、会社との団体交渉などに出席する場合は、会社が責任をもって勤務手配し、出席できるようにすることが定められています。また、労働組合の大会や執行委員会に出席する場合も同様です。

出向者についても、この労働協約が適用されることは当然のことですが会社は適用しません。これは会社が労働協約を守っていないことであり、信義則違反であることは言うまでもありません。

また、労働組合の委員長を出向させるということは、会社が労働組合活動の妨害や弱体化を意図して労組幹部を出向対象にすることであり、不当労働行為に該当します。

さらに、木下委員長に提示された出向先会社は静岡県伊豆の国市ですが組合事務所は東京です。これでは組合活動が保証されません。組合活動をさせないことでJR東海労の活動の妨害や弱体化を狙った不当労働行為であることは明白です。さらにJR総連役員や地本、分会役員も出向対象とされ、出向先が提示された仲間もいます。会社はJR東海労組織と運動を合法的に破壊しようとしているのです。

しかし、就業規則等で54才原則出向が定められていたとしても、それが法令違反、権利濫用にあたる場合は、その出向が無効となることが労働契約法第14条に明記されています。

私たちは、会社による54歳原則出向を理由にしたJR東海労の組織破壊攻撃を絶対に許しません！

労働組合の委員長を出向させることは  
組織の弱体化を狙った不当労働行為だ！